

平成25年12月3日

利根大堰周辺の治水と環境検討会の会員の皆様

国土交通省関東地方整備局

利根川上流河川事務所長 須見 徹太郎

「利根大堰周辺の土砂採取工事による自然破壊の進行と自然再生事業に関する  
公開質問状」についての回答

日頃より、利根川の治水と河川愛護にご理解とご協力いただきありがとうございます。

さて、平成25年5月23日付で頂いた標記の公開質問状につきましては、  
平成25年8月9日付で回答させて頂いておりましたが、平成25年11月1  
日に改めていただいた「公開質問状への正式な文書回答を求める要請書」を受  
け、会員の皆様方へ別紙のとおりご回答させて頂きます。

回答につきましては別紙のとおりとなりますが、今後はこれにつきまして現  
地状況と一緒に確認しながら説明できる機会等を調整させて頂きたいと考えて  
おります。

## 公開質問状に対する回答

1. 掘削工事に伴って自然破壊が一方的に進んでいる現状をどのように認識しているのか、また治水工事は目に見えて進められているものの、もう一方の自然再生の対策についてはどうのように進んでいるのか具体的に示してください。

特に、「たまり池」や「河岸砂礫地」の自然破壊の現状を踏まえ、きちんと自然再生に取組んでいくつもりがあるのか否かの見解を明確にお示しください。

利根大堰下流の環境保全にあたっては、工事や洪水による攪乱により環境の変化をモニタリングしつつ、次の対応を行っていく順応的管理が重要であると認識しています。

このため、平成23年に「利根大堰周辺の治水と環境検討会」を立ち上げ、専門家や地域の方々の意見を聞いているところです。

今回の工事にあたっても、検討会において専門家や地域の意見を聞きその結果、掘削面を平水位程度にすることで出水時の攪乱頻度を高め、自然の営力により自然環境が再生する事で説明しているところでありますが、当該箇所の掘削は一旦中止し、今年度末までを目処に検討会の中で、自然営力を活かした順応的管理のあり方について、十分にご意見をお聞きし、是正方針をまとめていきたいと考えております。

なお、「たまり池」につきましては、地下水位の変化等に伴い水面が消失する事もあると認識していますが、水面の復活に向けた対策を実施したいので、専門家や地域の方々からのご意見・提案を頂きたいと考えています。

また、地域の皆さんのが自然観察を行っている利根大堰下流周辺については、モトクロスや四駆自動車の乗り入れを制限について、引き続き検討していくままでの協力を願いいたします。

2. 全国の河川事業で実施されている自然再生の取組みにてらして、利根大堰周辺での進め方がなぜ極めて安易であるのか理由を納得できるよう説明してください。また、同じ利根川上流河川事務所が進める渡良瀬遊水地の自然再生事業との比較においても、同じ治水対策も含めた一体整備であるのに、何故利根川本川では真剣に取り組まれていないのか全く理解できません。今後、利根川本川においては、「首都圏氾濫区域堤防強化対策」の推進により河川敷内の土砂採取が各地で行われることが予想されますが、その掘削工事に伴う自然再生対策は利根大堰周辺と同様程度のレベルで良い、と認識しているのか否かについても見解をお示し下さい

今回の掘削工事は、利根大堰が設置される前の河道にみられた湿地環境の再生を目指すため、出水による攪乱頻度を高め、自然の営力により湿地環境が再生することを期待し実施したものです。

河川の低水路の砂州等は洪水により攪乱されることから、順応的に河川形状の変化に応じた対策を取ることが重要であると認識しています。

このため、河川の低水路で陸地化している箇所を平水位まで切り下げることにより、冠水頻度を上げ湿地再生に取り組んでいくものです。

また、「首都圏氾濫区域堤防強化対策」における土砂掘削についても、河川内で外来種対策が必要な箇所や河川の低水路で陸地化が進行している中洲、高水敷の掘削を考えており、専門家や地域の方々の意見を聞きながら掘削を行っていきます。

3. 「改正河川法」に則った住民参加および河川環境の保全整備と治水対策の合意形成の作り方として、現在の検討会の形態が望ましいか否かについての基本的な見解を示して下さい。

「利根川大堰周辺の治水と環境検討会」は、治水や環境に精通した専門家と永年近隣地域で利根川に親しんで来られた方々から意見を伺う場として、また、事務所の利根大堰周辺の現状と整備方針を共有する場として参加者の合意を得て設置したものです。

しかし、環境検討会の運営についてのご意見が出されたことについては、当初の意思疎通不足によるものと事務局として反省しているところです。

今後の検討会の運営については、参加者の皆様と再度、協議させていただき、利根大堰下流の湿地環境保全に向け進めていきます。

なお、本回答に関する説明を行うため、別途に打合せの場を持ちたいと考えておりますのでご理解のほどよろしくお願ひいたします。